人吉球磨ブランドロゴマーク使用取扱規程の運用について

人吉球磨ブランドロゴマーク使用取扱規程（令和元年）の運用は、次のとおりとする。

第３条第１項に定める審査については、申請者住所に記載の市町村担当課長および事務局が行うものとする。

第３条第３項に定める「ブランド戦略会議が特に認める団体等が使用する場合」については、以下のとおりとする。

１　名刺に使用する場合

２　観地協会員が営利を目的としない印刷物又はホームページに使用する場合

附　則

　この運用は、令和２年４月１日に施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

　　　　この運用は、令和２年６月１日に施行し、令和２年６月１日から適用する。